

競争的資金等に係る不正防止計画

公益財団法人地震予知総合研究振興会における競争的資金等(文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。以下同じ。)の適正な管理のため、不正を発生させる要因を把握し不正の発生の防止を図るため、不正防止対策の基本方針に基づき、競争的資金等に係る不正防止計画を次のとおり定める。なお、本計画は、内部監査の結果等を活用し、定期的に見直しを行うものとする。

不正を発生させる要因	不正防止のための計画	具体的な対策
1. 機関内の責任体系の明確化		
不明確な責任体系	機関内の競争的資金等の運営・管理を行う者の責任と権限を明確にし、機関内への周知を図る。	競争的資金等の運営・管理に係る各責任者等の役割、責任、権限を明確にし、その責任体系を機関内外に周知・公表する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールと運用の実態の乖離、ルールの不統一	ルールと運用の実態に乖離がないか定期的に見直しを行う。また、ルールの全体像を分かりやすい形での周知を図る。	1～2年に1回程度の頻度でルールの見直しを行う。また、コンプライアンス教育の場等で周知する。
責任の所在が不明確な決裁手続き	決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確となっていないか定期的に見直しを行う。	1～2年に1回程度の頻度で決裁手続き等の見直しを行う。
不正に係る調査の体制・手続き等の未整備	不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した定めを策定する。	不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した定めを策定・周知する。また、不正に当たる行為について関係者の理解を図る。
3. 研究費の適正な運営・管理活動		
予算執行の特定の時期への偏り	予算執行の遅れ等による特定の時期への偏りが無いよう、予算執行計画及び執行状況を事務担当が把握する。	事務担当が、予算執行計画及び執行状況を把握するようにし、執行計画に比べ遅れがある時等は適宜研究者への注意喚起を行う。
関係者の不正対策に対する意識の不徹底	不正対策に関する方針及びルールの講習会等のコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図る。	不正に対する意識の向上を図るためコンプライアンス教育の内容等の充実を図る。
検収業務の形骸化	検収について明確なルールを定める。また、検収業務は、当事者以外の者が行うことを徹底する。	コンプライアンス教育等により徹底を図る。
非常勤雇用者管理の研究室任せ	雇用管理は原則として事務部門が行う。	コンプライアンス教育等により徹底を図る。
4. 情報発信・共有化の推進		
競争的資金等の不正への取組方針の未周知	競争的資金等のルール等の相談窓口の設置等の定めを公表する。	当法人のホームページに関連する規程等を掲載する。
5. モニタリングの在り方		
モニタリング及び監査制度の未整備	最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査担当を置き、モニタリング及び監査実施のための必要な権限を付与する。	必要な定めを整備し、事務局に内部監査担当を置く。

附 則

この規則は、平成27年3月24日から施行する。